

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和5年12月7日 8時45分～12時10分

出席委員：河合委員長・藤森委員・中尾委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1	主要事件の検挙	生活安全部	本 部 長 総 務 部 長 警 務 部 長 生 活 安 全 部 長
2 報告	交通事故発生状況（令和5年11月末）	交 通 部	地 域 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長
3	北朝鮮人権侵害問題啓発週間における施策の推進	警 備 部	警 備 部 長 名古屋市警察部長 情 報 通 信 部 長 警 察 学 校 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（19件）	総 務 部	公 安 委 員 会 官 執 務
2 決裁	令和6年警察運営の基本目標等及び月別強調業務（案）	警 務 部	警 務 課 長
3 決裁	愛知県公安委員会事務専決規程の改正		
4 決裁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく請求妨害防止命令の発出に係る意見聴取の実施	刑 事 部	捜 査 第 四 課 長
5 決定	聴聞等の実施結果・決定 49 件	総 務 部	首 席 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 生活安全部

主要事件の検挙

生活安全部長から、

半田市立半田中学校内における殺人未遂事件の発生及び被疑者の逮捕概要

について報告があった。

委員から、

「被害者はもとより、その場に居合わせた生徒等の心理面にも、しっかりとケアを行っていただきたい。」

旨の発言があった。

(2) 交通部

交通事故発生状況（令和5年11月末）

交通部長から、

「交通事故死者数は、11月中11人で、前年同期比マイナス2人であった。11月中の交通死亡事故の主な特徴としては、

高齢者が多発

歩行者が多発

交差点内で多発

であり、12月中の主な取組は、

抑止の柱『高齢者・歩行者・自転車・交差点』対策の推進

警察本部員の応援派遣による交通街頭活動の強化

小中学校等の終業式に合わせた通学路対策の実施

一斉取締り等

年末の交通安全県民運動の実施

- 年末の交通事故防止に向けた事業所対策の推進
白バイの運用

等である。」

旨の報告があった。

委員から、

「12月は繁華街が賑わいをみせており、酔っぱらって路上で寝てしまう者を見掛ける。飲酒運転の取締りはもちろんのことであるが、車が避けようのない事故を発生させないように注意喚起をしていただきたい。」

また、委員から、

「鉄道車内で、警察からの交通事故防止を呼び掛けるアナウンスを流しているが、啓発活動として良い機会であることから、より印象に残るような工夫をしていただきたい。」

旨の発言があった。

(3) 警備部

北朝鮮人権侵害問題啓発週間における施策の推進

警備部長から、

「警察は、全ての拉致容疑事件等の全容解明に向けて、関係機関と緊密に連携を図りつつ、関連情報の収集、捜査・調査に全力を挙げている。

12月10日（日）から同月16日（土）までは、国民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深めることを目的に設けられた、北朝鮮人権侵害問題啓発週間である。

警察では、

- 警察本部、警察署等における広報用ポスターの掲出
- ケーブルテレビ、民放及び地域コミュニティラジオ放送を活用した啓発運動
- 愛知県警察ホームページ、地域広報誌等を活用した啓発運動を実施する予定であり、あわせて、職員に対する教養を行う。」

旨の報告があった。

委員から、

「拉致被害発生から非常に長い時間が経ってしまった。ご家族のことを考えると本当に後がないという状況にある。しっかりと拉致被害者が帰って来られるように努めていただきたい。」
旨の発言があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（19件）

公安委員会執務官から、
11月29日までに届いた公安委員会宛の文書等19件
について説明があり、決裁した。

(2) 令和6年警察運営の基本目標等及び月別強調業務（案）

警務課長から、
令和6年警察運営の基本目標等及び月別強調業務（案）
について説明があり、決裁した。

(3) 愛知県公安委員会事務専決規程の改正

警務課長から、
愛知県公安委員会事務専決規程の改正
について説明があり、決裁した。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく請求妨害防止命令の発出に係る意見聴取の実施

捜査第四課長から、
「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第30条の4の規定
に基づく請求妨害防止命令の発出に係る意見聴取を実施する。」
旨の説明があり、決裁した。

(5) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 49件
について説明があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和5年12月14日 9時00分～11時30分

出席委員：河合委員長・藤森委員・那須委員・中尾委員・尾堂委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1 報告	令和5年度警察官（A）及び警察官（B）第2回採用候補者試験の実施結果	警 務 部	本 部 長
	第49回愛知県警察逮捕術大会の結果		総 務 部 長 警 務 部 長 生 活 安 全 部 長 地 域 部 長
	主要事件の検挙	刑 事 部	刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長
	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和5年11月中）	警 備 部	名古屋市警察部長 情 報 通 信 部 長 警 察 学 校 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（34件）	総 務 部	公 安 委 員 会 官
2 決裁	任期満了に伴う警察署協議会委員の委嘱		留 置 管 理 課 長
3 報告	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における公安委員会に対する再審査の申請	警 務 部	警 務 課 長
4 報告	令和6年度春季組織改正等（案）		住 民 サ ー ビ ス 課 長
5 決裁	苦情の調査結果		首 席 監 察 官
6 報告	岡崎警察署における被留置者の死亡事案に係る調査状況等		訟 務 官
7 報告	監察案件		
8 裁決	自己情報一部開示決定に対する審査請求2件		
9 裁決	運転免許取消処分に対する審査請求		刑 事 部
10 決裁	浜松市の行政区再編に伴う三遠広域捜査隊の協定の再締結		
11 決定	聴聞等の実施結果・決定 50 件	総 務 部	首 席 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 警務部

ア 令和5年度警察官（A）及び警察官（B）第2回採用候補者試験の実施結果

警務部長から、
令和5年度警察官（A）及び警察官（B）第2回採用候補者試験の実施結果
について報告があった。

イ 第49回愛知県警察逮捕術大会の結果

警務部長から、
第49回愛知県警察逮捕術大会の結果
について報告があった。

委員から、
「今後も、怪我には気を付けて逮捕術の技術を磨いてもらうとともに、これを業務に反映していただきたい。」
旨の発言があった。

(2) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、
中区新栄二丁目地内における男性被害死体遺棄事件の検挙概要
について報告があった。

委員から、

「事件の全容解明に向けて、引き続き捜査をよろしくお願ひしたい。」
旨の発言があった。

(3) 警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和5年11月中）

警備部長から、令和5年11月中の行進又は集団示威運動に関する条例
の許可申請及び許可について、

「令和5年11月中、16件の許可申請を受理して、全て許可した。」
旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（34件）

公安委員会執務官から、
12月10日までに届いた公安委員会宛の文書等34件
について説明があり、決裁した。

(2) 任期満了に伴う警察署協議会委員の委嘱

公安委員会執務官から、任期満了に伴う警察署協議会委員の委嘱について、
「本年12月31日で任期満了となる44警察署協議会の委員について、各
警察署から後任候補者として補欠を含む241人の推薦があり、そのうち2
31人に委嘱する。」
旨の説明があり、決裁した。

(3) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における公安委員会に対 する再審査の申請

留置管理課長から、

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における公安委員会
に対する再審査の申請
について報告があった。

(4) 令和6年度春季組織改正等（案）

警務課長から、
令和6年度春季組織改正及び体制の見直し
について報告があった。

(5) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、公安委員会宛での「留置施設における処遇に関
する苦情」について、
調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明
があり、原案どおり決裁した。

(6) 岡崎警察署における被留置者の死亡事案に係る調査状況等

首席監察官から、
岡崎警察署における被留置者の死亡事案に係る調査状況等
について報告があった。

委員から、
「再発防止に関しては、これで終わりではなく、様々な観点で対策を
取り続けることが大切だと思う。本事案に限らず、このような事態を招
いて県民の信用を失うことのないようにしていただきたい。」
旨の発言があった。

また、委員から、
「本事案の反省を踏まえ、二度とこういう事を起こさないように
引き続きしっかり対応していただきたい。」
旨の発言があった。

(7) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(8) 自己情報一部開示決定に対する審査請求（2件）

訟務官から、自己情報一部開示決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに裁決書案の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(9) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに裁決書案の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(10) 浜松市の行政区再編に伴う三遠広域捜査隊の協定の再締結

刑事総務課長から、
浜松市の行政区再編に伴う三遠広域捜査隊の協定の再締結
について報告があり、決裁した。

(11) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 50件
について説明があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和5年12月21日 9時00分～11時30分

出席委員：河合委員長・藤森委員・那須委員・中尾委員・尾堂委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1	令和6年愛知県警察視閲式の実施	総 務 部	本 部 長 総 務 課 長
2	「あいち地域安全戦略2026」（案）に対するパブリック・コメントの実施	生活安全部	警 務 部 長 生 活 安 全 部 長
3	地域警察車両の常時赤色灯点灯活動の実施結果	地 域 部	地 域 部 長 刑 事 部 長
4	初詣に伴う雑踏警備の実施		交 通 部 長 警 備 部 長
5	令和6年「110番の日」における広報活動の実施		名古屋市警察部 長
6	1月の行事予定〔書面報告〕	警 務 部	情 報 通 信 部 長 警 察 学 校 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出 席 者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（3件）	総 務 部	公 安 委 員 会 官 公 執 務 官
2 決裁	警察署協議会委員の辞職及び取消		
3 決定	緊急の場合における愛知県公安委員会の意思決定の 手続き（案）		
4 報告	総合広報誌「View愛知のまもり」令和6年版の作成	警 務 部	広 報 課 長 留 置 管 理 課 長
5 裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に おける公安委員会に対する再審査の申請		
6 裁定	犯罪被害者等給付金支給裁定		
7 報告	外部通報の受理	警 務 部	住 民 サ ー ビ ス 課 長 訟 務 官
8 決裁	苦情の調査結果（2件）		
9 裁決	自己情報不開示決定に対する審査請求（5件）		
10 決裁	行政訴訟事件の発生及び応訴		
11 報告	行政訴訟事件の終了	生 活 安 全 部	人 身 安 全 対 策 課 長 捜 査 第 三 課 長
12 報告	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく命 令等の実施結果		
13 決裁	警察職員の援助要求		
14 決裁	指定暴力団六代目山口組等に対する特定抗争指定暴 力団等に係る指定期限の延長及び官報による告示	刑 事 部	捜 査 第 四 課 長
15 決裁	警察職員の援助派遣（2件）	警 備 部	警 備 第 一 課 長 公 安 第 二 課 長
16 決裁	警察職員の援助派遣		
17 決定	聴聞等の実施結果・決定 54 件	総 務 部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 総務部

令和6年愛知県警察視閲式の実施

総務課長から、

「令和6年1月16日（火）、日本ガイシスポーツプラザ駐車場において、令和6年愛知県警察視閲式を実施する。」

旨の報告があった。

(2) 生活安全部

「あいち地域安全戦略2026」（案）に対するパブリック・コメントの実施

生活安全部長から、

「県、県教育委員会、県警察が安全なまちづくりのために連携を図りながら取り組むべき施策の基本指針となる「あいち地域安全戦略2023」の戦略期間が本年度末に満了となることから、愛知県がパブリック・コメント制度に基づき、令和5年12月20日から令和6年1月19日までの間、新たに策定する「あいち地域安全戦略2026」（案）に対して県民から広く意見を募集する。」

旨の報告があった。

(3) 地域部

ア 地域警察車両の常時赤色灯点灯活動の実施結果

地域部長から、

地域警察車両の常時赤色灯点灯活動の実施結果について報告があった。

委員から、

「このような活動は、県民の安心感につながるものである。一朝一夕に効果は出ないと思うが、継続していただきたい。」

旨の発言があった。

また、委員から

「是非、今後も地道に続けて、成果につなげていただきたい。」旨の発言があった。

イ 初詣に伴う雑踏警備の実施

地域部長から、

「年末から年始にかけての初詣において、多数の参拝者が見込まれる主要な神社仏閣において、必要な警戒体制をとり、雑踏事故の発生を防止するため、令和5年12月31日（日）から令和6年1月3日（水）までの4日間、雑踏警備を実施する。」

旨の報告があった。

ウ 令和6年「110番の日」における広報活動の実施

地域部長から、

「110番通報は、事件・事故発生時に警察と県民を繋ぐ緊急ダイヤルとして広く定着しているが、全体の約4分の1は、相談や問い合わせなどの不要不急の通報となっていることから、県民の110番通報の適正利用に対する認識を深めるため、来年1月10日の『110番の日』を中心に県内各地で広報活動を実施する。主な活動重点は、

- 110番通報等の適正な利用の促進
- 110番映像通報システムに対する理解の促進
- 警察安全相談専用電話等の適切な利用の促進

である。」

旨の報告があった。

委員から、

「真に緊急性のあるものかどうかの見極めは難しいと思う。様々な通報に対応していただき、御苦労様である。」
旨の発言があった。

(4) 警務部

1 月行事予定（書面報告）

警務部から、
1月の行事予定
について、書面報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（3件）

公安委員会執務官から、
12月11日までに届いた公安委員会宛の文書等3件
について説明があり、決裁した。

(2) 警察署協議会委員の辞職及び取消

公安委員会執務官から、
警察署協議会委員の辞職及び取消
について説明があり、決裁した。

(3) 緊急の場合における愛知県公安委員会の意思決定の手続き（案）

公安委員会執務官から、
緊急の場合における愛知県公安委員会の意思決定の手続き（案）
について説明があり、決定した。

(4) 総合広報誌「View愛知のまもり」令和6年版の作成

広報課長から、

「愛知県警察の組織運営や活動の実態を県民に紹介し、警察活動への理解と協力を確保するとともに、警察官及び警察職員の採用活動に活用するため、総合広報誌『View愛知のまもり』令和6年版を作成した。」旨の報告があった。

(5) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における公安委員会に対する再審査の申請

留置管理課長から、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における公安委員会に対する再審査の申請について、請求内容の説明及び裁決書案の提示があり、原案どおり裁決した。

(6) 犯罪被害者等給付金支給裁定

住民サービス課長から、遺族給付金支給裁定について説明があり、原案どおり裁定した。

(7) 外部通報の受理

住民サービス課長から、外部通報の受理について報告があった。

(8) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長から、公安委員会宛ての「事件捜査等に関する苦情」

等について、

調査結果の報告並びに申出者に対する通知文案の提示及び説明があり、いずれも原案どおり決裁した。

(9) 自己情報不開示決定に対する審査請求（５件）

訟務官から、自己情報不開示決定に対する審査請求について、請求内容の説明並びに裁決書案の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

(10) 行政訴訟事件の発生及び応訴

訟務官から、
運転免許取消処分取消請求事件の発生及び応訴方針について説明があり、決裁した。

(11) 行政訴訟事件の終了

訟務官から、
運転免許取消処分等取消請求事件の終了について報告があった。

(12) ストーカー行為等の規制に関する法律に基づく命令等の実施結果

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく命令等の実施について、

「令和５年11月中は、つきまとい、押し掛け等を理由に11件の緊急禁止命令等を実施した。また、面会要求、押し掛け等を理由に９件の警告を実施した。」

旨の報告があった。

(13) 警察職員の援助要求

捜査第三課長から、

「本県公安委員会から三重県公安委員会に対して、『愛知県警察・三重県警察合同捜査第29号事件』捜査のため、警察法第60条第1項の規定に基づき、所要の警察官等の派遣を要求したい。」

旨の説明があり、決裁した。

(14) 指定暴力団六代目山口組等に対する特定抗争指定暴力団等に係る指定期限の延長及び官報による告示

捜査第四課長から、

「指定暴力団六代目山口組等については、抗争が終結したと認められないなどの理由から、特定抗争指定暴力団等として指定する期限を延長し、その旨を官報公示する。」

旨の説明があり、決裁した。

(15) 警察職員の援助派遣（2件）

警備第一課長から、

「12月14日付けで福井県公安委員会から、12月12日付けで福島県公安委員会から、それぞれ本県公安委員会に対して、警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員の援助要求があり、所要の警察職員を派遣したい。」

旨の説明があり、いずれも決裁した。

(16) 警察職員の援助派遣

公安第二課長から、

「北海道公安委員会から本県公安委員会に対して、警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求があり、所要の警察職員等を派遣したい。」

旨の説明があり、決裁した。

(17) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 50件
- 風俗営業等の営業停止処分に関する意見の聴取結果 1件
- 迷惑行為防止条例に基づく再発防止命令に関する聴取結果 2件
- 暴対法に基づく請求妨害防止命令に関する意見聴取結果 1件

について説明があり、行政処分を決定した。